

令和7年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業

白河矢吹地区用地測量業務

特別仕様書

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1 条 本特別仕様書は、令和 7 年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業白河矢吹地区用地測量業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2 本業務は、農林水産省農村振興局測量作業規程（令和 6 年 2 月 2 日改正）及び土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成 14 年 3 月 22 日付け 13 農振第 3155 号農村振興局長通知）別記（I）用地調査等業務共通仕様書（以下「用地共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、本特別仕様書によるものとする。

(業務概要)

第 2 条 本業務の概要は、次のとおりである。

(1) 実施場所

福島県岩瀬郡鏡石町地内他（別添位置図のとおり。）

(2) 調査区域

①調査対象施設は鏡石第 3 幹線用水路及び大池西幹線用水路とする。

②地域区分は、鏡石第 3 幹線用水路は都市近郊。大池西幹線用水路は森林地域。

③調査区域面積は、鏡石第 3 幹線用水路は 0.468ha。大池西幹線用水路は 1.243ha。

(班編制)

第 3 条 本業務は、1 班以上の編制により行うものとする。

(管理技術者及び照査技術者の資格要件)

第 4 条 資格要件は以下のとおりである。

(1) 管理技術者

土地改良補償士、土地改良補償業務管理者、又は土地改良補償士、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能な者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者は下記（2）の照査技術者の要件とする。また、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に 7 年以上従事した者をいう。

(2) 照査技術者

土地改良補償士、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、次によるものとする。

①土地改良補償業務管理者の資格がある場合

大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務に10年以上従事した者

②土地改良補償業務管理者の資格がない場合

大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に 17 年以上従事した者

(低入札価格契約における第三者照査)

第 5 条 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第 85 条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第 11 条照査技術者」及び「共通仕様書第 9 条照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の

照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

- (1) 予決令第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当していないこと。
- (2) 東北農政局において、令和 7・8 年度（測量・補償コンサルタント業務）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- (3) 東北農政局長から、測量・補償コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 「用地共通仕様書第 30 条守秘義務」を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するのは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある。
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある。

②人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている。

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- (1) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- (2) 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者照査の方法については、自ら行う照査とあわせて業務工程表に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度、監督職員に報告しなければならない。

6 成果物とりまとめ時の打合せへの立会い

本特別仕様書第 16 条第 2 項に示す打合せのうち、成果物のとりまとめ段階での打合せには、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者による照査に係る履行確認

管理技術者は照査毎に、第三者照査技術者の照査状況を写真撮影により記録し、照査成果と併せて整理の上、監督職員に報告するものとする。

8 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

用地共通仕様書第 12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

9 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、「業務請負契約書第 41 条契約不適合責任」のとおり、受注者に対し成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査

を実施したものが責任を負うものではない。

(履行確実性の評価)

第6条 履行確実性評価の達成状況の確認

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

(1) 次の審査項目①～③において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合

- ①業務内容に対応した費用が計上されているか
- ②配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか
- ③品質管理体制が確保されているか

(2) 次の審査項目④において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合

- ④再委託への支払いは適正か

(3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合

(4) 業務成果品のミス、不備 等

(保険加入)

第7条 受注者は、用地共通仕様書第37条に規定している保険に加入している旨を作業計画書に明示しなければならない。

また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 測量条件および貸与資料等

(測量の基準及び精度等)

第8条 本業務の実施に必要な条件は、次のとおりである。

- (1) 測量の基準は、測量作業規程及び同運用基準による。
- (2) 測量及び面積測定の精度区分は、甲三による。
- (3) 縮尺は、1/500とする。
- (4) 測量作業の基準となる既知点は次のとおりである。

既設の既知点・水準点名	標高	備考
鏡石第3幹線用水路 2級基準点 (R4-202) 2級基準点 (R4-205) 1等水準点 (2106)	269.193m	
大池西幹線用水路 2等三角点 (三神村) 4等三角点 (鳥番) 1等道路水準点 (004-205)	285.023m	

(貸与資料等)

第9条 本業務実施のために次の資料を貸与する。

資 料 名	数 量	備 考
国営白河矢吹開拓建設事業施設管理図	一 式	
その他監督職員が必要と認める資料	一 式	

第3章 業務の成果品質確保対策

(業務の成果品質確保対策)

第10条 契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の測量調査方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、担当課長、主任監督職員（主催）、監督職員、測量調査方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとし、第16条2項（1）の打合せを兼ねるものとする。

イ) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

- ①測量調査条件・前提条件
- ②業務計画の妥当性
- ③スケジュール
- ④測量調査変更内容
- ⑤その他

ロ) 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ業務変更で計上する。

第4章 作業項目及び内容

(作業項目及び数量)

第11条 本業務の作業項目及び数量は、次のとおりである。

作業項目	数量	備考
(1) 作業計画	1 業務	
(2) 現地踏査	1 業務	森林
(3) 地図の転写（内業のみ）	0.468ha	都市近郊
	1.243ha	森林

作業項目	数量	備考
(4) 土地の登記記録の調査 (内業のみ)	0.468ha	都市近郊
	1.243ha	森林
(5) 転写連続図の作成	0.468ha	都市近郊
	1.243ha	森林
(6) 復元測量	0.468ha	都市近郊
	1.243ha	森林
(7) 境界確認	0.468ha	都市近郊
	1.243ha	森林
(8) 土地境界確認書作成	0.468ha	都市近郊
	1.243ha	森林
(9) 補助基準点の設置	0.468ha	都市近郊
	1.243ha	森林
(10) 境界測量	0.468ha	都市近郊
	1.243ha	森林
(11) 用地境界仮杭設置測量	0.016ha	都市近郊
	0.077ha	森林
(12) 境界点間測量	0.468ha	都市近郊
	1.243ha	森林
(13) 面積計算	0.016ha	都市近郊
	0.077ha	森林
(14) 用地実測図作成		1/500
	1.711ha	
(15) 用地平面図作成		1/500
	1.711ha	
(16) 区分地上権設定範囲図作成	3 枚	
(17) 土地調書作成	0.016ha	都市近郊 : 0.016ha
	0.077ha	森林
(18) 公共用地管理者との打合せ	1 業務	
(19) 依頼書作成	0.331km	
(20) 協議書作成	0.331km	
(21) 不動産調査報告書作成	4 筆	都市近郊
	8 筆	森林
(22) 地積測量図等作成	0.170ha	都市近郊
	0.796ha	森林
(23) 3 級基準点測量	4 点	伐採の有無 : 無 永久標識の設置 : 無 地域 : 都市近郊 地形 : 平地
(24) 3 級水準測量	1.033km	地域差 : 道路上 地形区分 : 平地 地物区分 : 都市近郊

作業項目	数量	備考
(25) 路線測量（中心線測量）	0.096km	地形区分：平地 地物区分：都市近郊 測点間隔：20m 現場条件：3000 台以上 単曲線区分：0
	0.290km	地形区分：丘陵地 地物区分：森林 測点間隔：20m 現場条件：1000 台未満 単曲線区分：0
(26) 路線測量（縦断測量）	0.096km	地形区分：平地 地物区分：都市近郊 測点間隔：20m 現場条件：3000 台以上
	0.290km	地形区分：丘陵地 地物区分：森林 測点間隔：20m 現場条件：1000 台未満

（指示事項）

第 12 条 作業項目ごとの指示事項は、次のとおりである。

なお、記載のない項目は、用地共通仕様書のとおりとする。

（1）転写連続図の作成

図面の用紙はポリエステルフィルム # 3 0 0 又はこれと同等以上のものとし、規格は A 1 型とする。

（2）土地の登記記録の調査

土地に関する所有権以外の権利の登記がある場合その他必要に応じて登記事項証明書を提出するものとする。

（3）復元測量

杭の材料は木杭又はプラスチック杭とし、規格は 4.5 cm×4.5 cm×60 cm とする。

（4）境界確認

①立会い通知は、立会日の 1 週間前までに関係者に届くよう受注者が行うものとする。

②杭の材料は木杭又はプラスチック杭とし、規格は 4.5 cm×4.5 cm×60 cm とする。

③境界確認に伴う立会人の日当は、受注者の負担とする。

（5）補助基準点の設置

杭の材料は木杭又はプラスチック杭とし、規格は 7.0 cm×7.0 cm×60 cm とする。

（6）境界測量

測量原図の用紙はポリエステルフィルム # 3 0 0 又はこれと同等以上のものとする。

（7）用地境界仮杭の設置

①貸与資料等に基づき取得及び地上権設定用地について、用地境界仮杭を設置する。

- ②杭の材料はプラスチック杭とし、規格は7.0 cm×7.0 cm×60 cmとする。
- ③取得用地の杭は赤色、地上権設定用地の杭は青色のペイントで着色する。
- (8) 面積計算
土地の取得及び地上権設定用地について面積計算を行うものとする。また、土地の取得及び地上権設定に係る残地についても面積計算を行う。
- (9) 用地実測図作成
図面の用紙はポリエステルフィルム#300又はこれと同等以上のものとし、規格はA1型とする。
- (10) 土地調書作成
土地取得、地上権設定について、所有者ごとに土地調書を作成する。
- (11) 公共用地管理者との打合せ
公共用地管理者との打合せ内容等を記載した打合せ簿を提出するものとする。
- (12) 依頼書の作成
公共用地の境界を確定するため、公共用地管理者に立会等を求めるときの依頼書を作成する。
- (13) 協議書の作成
境界確定作業完了後において境界確定図に押印を求めるときの必要書類を作成する。
- (14) 不動産調査報告書作成
分筆を必要とする土地について、筆ごとに作成するものとする。
- (15) 地積測量図（案）等作成
地積測量図（案）及び土地所在図（案）の作成は、不動産登記規則（平成17年2月18日法務省令第18）第73条から第78条及び不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日法務省民二第456号法務省民事局長通達）第50条から第51条までの規定による。

第5章 成 果 物

（成果物等）

第13条 提出する成果物及び提出部数等は、次のとおりである。

成 果 物		数 量	装 丁 等
(1) 地図の転写図	書面	1部	とじ込み
	原図	〃	図面ファイル
(2) 転写連続図	電子データ	正副2部	CD-R等
	書面	1部	とじ込み
	原図	〃	図面ファイル
(3) 土地の登記記録調査票	電子データ	正副2部	CD-R等
	書面	1部	とじ込み
	原図	〃	とじ込み
(4) 権利者調査表	電子データ	正副2部	CD-R等
	書面	1部	とじ込み
	原図	〃	とじ込み
(5) 公共用地境界確定図書等	電子データ	正副2部	CD-R等
	書面	1部	とじ込み
	原図	〃	とじ込み

成 果 物		数 量	装 丁 等
(6) 土地境界立会確認書	電子データ	正副 2 部	CD-R 等
	書面	1 部	とじ込み
	原図	〃	とじ込み
(7) 用地実測図	電子データ	正副 2 部	CD-R 等
	書面	1 部	とじ込み
	原図	〃	図面ファイル
(8) 用地平面図等 ①土地取得及び区分地上 権設定図 ②境界点番号図	電子データ	正副 2 部	CD-R 等
	書面	1 部	とじ込み
	原図	〃	図面ファイル
(9) 区分地上権設定範囲図	電子データ	正副 2 部	CD-R 等
	書面	1 部	とじ込み
	原図	〃	図面ファイル
(10) 土地調書	電子データ	正副 2 部	CD-R 等
	書面	1 部	とじ込み
	原本	〃	とじ込み
(11) 土地調査表	電子データ	正副 2 部	CD-R 等
	書面	1 部	とじ込み
(12) 不動産調査報告書	電子データ	正副 2 部	CD-R 等
	書面	1 部	とじ込み
	原本	1 部	とじ込み
(13) 地積測量図 (案)	電子データ	正副 2 部	CD-R 等
	書面	1 部	とじ込み
	原図	〃	とじ込み
(14) 縦断図	電子データ	正副 2 部	CD-R 等
	書面	1 部	とじ込み
	原図	〃	図面ファイル

- 2 成果物の提出先は、次のとおりとする。
福島県福島市笹谷字稲場 38 番 7 号
東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第 6 章 業務実績データの作成及び登録

(登録機関)

第 14 条 用地共通仕様書第 12 条に基づく業務実績データの登録機関は、AGRIS センター(関東農政局土地改良技術事務所)とする。

第 7 章 契 約 変 更

(契約変更)

第 15 条 業務請負契約書第 17 条から同第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

なお、軽微なものについては変更しない場合がある。

- (1) 本特別仕様書第 11 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 本特別仕様書第 13 条に示す「成果物等」に変更が生じた場合

- (3) 本特別仕様書第 16 条 2 項に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間の変更が生じた場合
- (5) 関係者協議等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合
- (6) その他

第 8 章 そ の 他

(打合せ等)

第 16 条 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、屋外作業期間中、毎日、東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所に出向き監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に作業内容を記載の上、押印するものとする。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

2 本業務の実施に当たっては、次の段階で打合せを行うものとし、管理技術者及び担当技術者が出席するものとする。

また、打合せの場所は、東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所とする。

- (1) 業務に着手するとき(業務確認会議を兼ねる、1 回)
- (2) 業務の中間 (1 回)
- (3) 成果物のとりまとめの段階 (1 回)

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象としない。

その際、管理技術者は、用地共通仕様書第 42 条に定める作業計画書の管理状況を報告しなければならない。

(疑 義)

第 17 条 本特別仕様書に疑義を生じたとき又は定めのない事項については、監督職員の指示を受けるものとする。

別添業務位置図

